

農林漁業バイオ燃料法

事業計画申請書・別紙様式記入要領

令和8年5月

農林水産省

目 次

農林漁業バイオ燃料法 生産製造連携事業計画申請書 別紙様式記入要領・・・・・・・・・・・・・・・・	1
農林漁業バイオ燃料法 研究開発事業計画申請書 別紙様式記入要領・・・・・・・・・・・・・・・・	15
お問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・	20

農林漁業バイオ燃料法
生産製造事業計画申請書
別紙様式記入要領

(別紙1)

1 事業名

認定を受けようとする生産製造連携事業計画の事業内容を端的に表した分かりやすい名称 (事業名) を記載して下さい
例:「〇〇地区間伐材原料木質ペレット燃料生産製造連携事業」

2 生産製造連携事業に参加する者の概要

(1) 農林漁業者等又は農業協同組合等の概要

- 2つ以上の農林漁業者等又は農業協同組合等が生産製造連携事業に参加する場合には、記載欄を繰り返し設けて記載して下さい。
- ①から⑧までの項目について、農林漁業者等又は農業協同組合等によっては該当する項目がない場合においては、記載の必要はありません。
- ⑧の業種については、営んでいる事業の種類に応じて「日本標準産業分類」に掲げる細分類項目と番号(四桁)を記載して下さい。

①名称、②住所、③代表者名、④連絡先(電話番号、FAX番号、担当者名)、⑤法人にあつては資本の額又は出資の総額、⑥従業員数又は組合員数、⑦年間売上高、⑧業種

(2) バイオ燃料製造業者又は事業協同組合等の概要

- 2つ以上のバイオ燃料製造業者又は事業協同組合等が生産製造連携事業に参加する場合には、記載欄を繰り返し設けて記載して下さい。
- ①から⑧までの項目について、バイオ燃料製造業者又は事業協同組合等によっては該当する項目がない場合においては、記載の必要はありません。
- ⑧の業種については、営んでいる事業の種類に応じて「日本標準産業分類」に掲げる細分類項目と番号(四桁)を記載して下さい。

①名称、②住所、③代表者名、④連絡先(電話番号、FAX番号、担当者名)、⑤法人にあつては資本の額又は出資の総額、⑥従業員数又は組合員数、⑦年間売上高、⑧業種

(3) 生産製造連携事業に協力する大学、研究機関等がある場合は、その概要

- 連携協力者とは、生産製造連携事業を行うに当たって、不可欠な役割を担う地方公共団体、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（NPO）、大学、研究機関等をいいます。この連携協力者には、例えば、いわゆる「菜の花プロジェクト」を主宰するNPO等が含まれます。
- 2つ以上の連携協力者が生産製造連携事業に参加する場合には、記載欄を繰り返し設けて記載してください。
- ①から⑧までの項目について、連携協力者によっては該当する項目がない場合においては、記載の必要はありません。
- ⑧の業種については、営んでいる事業の種類に応じて「日本標準産業分類」に掲げる細分類項目と番号（四桁）を記載して下さい。

	①名称、②住所、③代表者名、④連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）、⑤法人にあっては資本の額又は出資の総額、⑥従業員数又は組合員数、⑦年間売上高、⑧業種

3 生産製造連携事業を実施する必要性

- 農林漁業者等が当該農林漁業有機物資源をバイオ燃料の原材料として生産することとした理由、バイオ燃料製造業者が当該農林漁業有機物資源をバイオ燃料の原材料として利用することとした理由などの生産製造連携事業を行うこととした動機について、具体的に記載して下さい。
- さらに、生産製造連携事業の対象とする農林漁業有機物資源の生産及び特定バイオ燃料の製造について、当該農林漁業者等及び当該バイオ燃料製造業者における現状並びにバイオ燃料製造業者の需要に適確に対応した農林漁業有機物資源の生産及び特定バイオ燃料の効率的な製造を図るに当たって存在する課題について、生産製造連携事業との関連が具体的に明らかとなるように記載して下さい。

4 生産製造連携事業の目標

- 農林漁業者等とバイオ燃料製造業者が、生産製造連携事業において達成を目指す具体的な目標を記載して下さい。なお、目標については、客観的な指標を設定し、可能な限り定量化した指標を設定して下さい。具体的な目標としては、農林漁業有機物資源の生産量の増加（複数の農林漁業有機物資源を生産する場合にあっては、それぞれについて記載すること）、バイオ燃料製造量の増加、バイオ燃料の製造コストの低減、バイオ燃料の製造効率の向上などが考えられます。
- 生産製造連携事業の目標については、生産製造連携事業の実施期間の終了後に達成を見込む数値を記載して下さい。

5 生産製造連携事業の内容

複数の種類の農林漁業有機物資源又は特定バイオ燃料を生産製造連携事業の対象とする場合にあっては、それぞれについて記載することとし、記載欄が足りない場合には、記載欄を繰り返し設けて記載して下さい。

(1) 農林漁業有機物資源及び特定バイオ燃料の内容等

<p>①農林漁業有機物資源の種類（及び農林漁業有機物資源が廃棄物である場合には、その性状）</p>	<p>農林漁業有機物資源が廃棄物である場合にあっては、一般廃棄物及び産業廃棄物の別について記載して下さい。</p>
<p>②農林漁業有機物資源の利用の現状</p>	<p>当該生産製造連携事業において特定バイオ燃料の原材料として利用する農林漁業有機物資源の現在の用途を記載して下さい。具体的には、廃棄物として処分されている、肥料向けの原材料として利用されている、家畜等の飼料として利用されている、食料として利用されている等を明確にし、具体的に記載して下さい。特に、当該農林漁業有機物資源が食料又は飼料として利用されている場合は、その具体的な実需者、用途について記載して下さい。</p>

<p>③食料又は飼料としても利用可能な農林漁業有機物資源を原材料とする生産製造連携事業を行うことによる食料又は飼料の供給への影響</p>	<p>バイオ燃料の原材料として利用することが食料又は飼料の安定供給の確保に支障を来さないと思込まれる理由について記載して下さい。</p> <p>i) 食料又は飼料として利用できない農林漁業有機物資源を利用する場合、廃棄物である農林漁業有機物資源をバイオ燃料の原材料とする場合等には食料及び飼料の安定供給の確保に支障を生じさせる可能性はないものと考えられます。こうした場合には、その旨を具体的に記載して下さい。</p> <p>ii) 食料又は飼料としても利用可能な農林漁業有機物資源を利用する場合、多収穫米や稲わら等の食料又は飼料としても利用可能な農林漁業有機物資源を利用する場合には、これらのバイオ燃料の原材料としての利用が食料又は飼料の安定供給の確保に支障を来さないことの判断について、当該農林漁業者等及び当該バイオ燃料製造業者のほか、地域の関係者や当該農林漁業有機物資源の実需者の間における一定の合意を得ることとし、具体的には以下のような事項を記載して下さい。</p> <p>例1：農林漁業者等、バイオ燃料製造業者、都道府県、市区町村、農業協同組合等、農林漁業有機物資源の需要者、消費者団体その他の関係者の間において生産製造連携事業を行うことについて合意が形成されていること</p> <p>例2：地域協議会等を設立して、その協議会メンバーに利害関係者が含まれており、生産製造連携事業を実施することについて理解を得られていること</p> <p>ii) の事実を示す書類を「7 生産製造連携事業を説明するに当たり、必要と思われる書類」として申請書に添付して下さい。</p>
<p>④特定バイオ燃料の種類</p>	<p>生産製造連携事業の対象とする特定バイオ燃料の種類（木炭、木質固形燃料、エタノール、バイオディーゼル燃料、メタン及び木質バイオマスガス）を記載して下さい。</p>
<p>⑤特定バイオ燃料の具体的な用途</p>	<p>当該バイオ燃料製造業者が主に想定している用途・販売先等について記載して下さい。（例：エタノールであればガソリン代替の輸送用燃料、木質固形燃料であればボイラー用燃料、家庭用燃料等）</p>

<p>⑥生産製造連携事業の実施体制</p>	<p>農林漁業者等又は農業協同組合等及びバイオ燃料製造業者又は事業協同組合等の連携体制、それぞれの役割、農林漁業有機物資の取引方法の概要を記載して下さい。また、連携協力者がある場合にあっては当該生産製造連携事業において果たす役割と協力の方法について具体的に記載して下さい。さらに、当該農林漁業有機物資源が廃棄物であり、かつ、バイオ燃料製造に伴う残さ等を廃棄物として処理する場合には、廃棄物の種類、処理の主体及び処理の方法について記載して下さい。</p> <p>記載例：バイオディーゼル燃料に係る生産製造連携事業の実施においては、農業者による菜種の栽培を行い、栽培された菜種から精製された食用油が使用された後の廃食用油を原材料としてバイオ燃料製造業者がバイオディーゼル燃料を製造する。この際、農業者から委託を受けた連携協力者である NPO 法人が廃食用油を回収してバイオ燃料製造業者に供給を行う。</p> <p>※ 必要に応じて図表・参考資料を添付してください。</p>
-----------------------	--

(2) 安定的な取引関係の確立のための措置

- 「安定的な取引関係の確立」とは、農林漁業者等とバイオ燃料製造業者の間で、原材料となる農林漁業有機物資源の供給時期、量、品質等について、一定期間以上の出入荷、購入等に関する事項を盛り込んだ「取決め」を締結することをいいます。
- 「取決め」については、当事者間における円滑な取引関係の維持及び生産製造連携事業計画の認定に係る審査の適正化のため、その内容を生産製造連携事業計画に記載することのほか、契約書、覚書等の別書面により作成することとし、その写しを「7 生産製造連携事業を説明するに当たり、必要と思われる書類」として申請書に添付して下さい。
- 「取決め」を締結する予定の段階である場合には、具体的にどのような内容の「取決め」を検討しているのかを具体的に記述してください。必要に応じて参考資料を添付してください。

<p>農林漁業有機物資源の種類</p>	<p>取引時期、価格の決定方法その他の取引の方法</p>

(3) バイオ燃料製造業者の需要に適確に対応した農林漁業有機物資源の生産を図るための措置（当該措置と併せて実施する農林漁業有機物資源の効率的な運搬を図るための措置を含む。）

ア 年度別の農林漁業有機物資源の生産計画 (単位 t)

- ・ 生産製造連携事業の対象とする農林漁業有機物資源の生産計画について年度ごとに記載して下さい。

農林漁業有機物資源の種類	直近期末 (年度)	1年後 (年度)	2年後 (年度)	3年後 (年度)	4年後 (年度)	5年後 (年度)

イ アの計画を実施するための措置の内容

- ・ 「4 生産製造連携事業の目標」に記載した目標を達成するための措置のうち、農林漁業者等に係る措置について、個別の措置ごとに、具体的に記載して下さい。
- ・ 「番号」欄には、1, 1-1, 1-2, 1-1-1, 1-1-2というように、実施項目を関連づけて記載して下さい。
- ・ 当該措置の実施によって、バイオ燃料の製造効率の向上がどのくらい見込まれるのか、可能な限り定量的に分かるように記述してください。
- ・ 必要に応じて、参考資料を添付してください。

番号	実施者	実施内容	実施期間

ウ イの措置として整備する施設等

- ・ 施設の整備や機械の設置の他、農林漁業有機物資源の生産を拡大させるための土地の購入及び賃借を含みます。
- ・ 「番号」欄には、「イ アの計画を実施するための措置の内容」の「番号」欄に記載した番号を1, 1-1, 1-2, 1-1-1, 1-1-2というように記載し、バイオ燃料製造業者の需要に適確に対応した農林漁業有機物資源の生産を図るための措置の内容との関連性を示して下さい。

番号	実施者	施設等の名称	施設等の規模・能力等 (m ² 、台等)	事業費 (千円)
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費が確定していない場合は、見込みの金額を記載することとしても差し支えありません。

(4) 特定バイオ燃料の効率的な製造を図るための措置（当該措置と併せて実施する農林漁業有機物資源の効率的な運搬を図るための措置を含む。）

ア 年度別の特定バイオ燃料の製造計画 (単位 t、Kl 等)

- ・ 生産製造連携事業の対象とする特定バイオ燃料の製造計画について年度ごとに記載して下さい。

特定バイオ燃料の種類	直近期末 (年度)	1年後 (年度)	2年後 (年度)	3年後 (年度)	4年後 (年度)	5年後 (年度)

イ 特定バイオ燃料を製造する施設等の概要

- ・ 特定バイオ燃料の製造を行う施設等の所有者、名称、所在地、取得日又は取得予定日、一日当たりの農林漁業有機物資源の処理能力、一年間当たりのバイオ燃料の製造能力を記載して下さい。所在地は、地番、号等まで可能な限り詳細に記載して下さい。
- ・ 規則第3条第2項第4号に掲げる書類のほか、整備する施設、機械等の概要が分かる書類を「7 生産製造連携事業を説明するに当たり、必要と思われる書類」として申請書に添付して下さい（例：施設の見取り図、能力等の分かる資料。機械の種類、能力等の分かる資料）。
- ・ 施設が廃棄物処理施設である場合には、その施設の種類も併せて記載して下さい。

所有者	特定バイオ燃料の種類 及び施設等の名称	施設等の所 在 地	取得日又は 取得予定日	処理能力 (t, m ³ 等/日)	製造能力 (t, Kl等/年)

ウ アの計画を実施するための措置の内容

- ・ 「4 生産製造連携事業の目標」に記載した目標を達成するための措置のうち、バイオ燃料製造業者に係る措置について、個別の措置ごとに具体的に記載して下さい。
- ・ 「番号」欄には、2, 2-1, 2-2, 2-1-1, 2-1-2というように、実施項目を関連づけて記載して下さい
- ・ 当該措置の実施によって、バイオ燃料の製造効率の向上がどのくらい見込まれるのか、可能な限り定量的に分かるように記述してください。
- ・ 必要に応じて、参考資料を添付してください。

番号	実施者	実 施 内 容	実施期間

エ ウの措置として整備する施設、機械等の概要

- ・ 施設の整備や機械の設置のほか、バイオ燃料の製造の施設を整備するための土地の購入及び賃借を含みます。
- ・ 「番号」欄には、「ウ アの計画を実施するための措置の内容」の「番号」欄に記載した番号を2, 2-1, 2-2, 2-1-1, 2-1-2というように記載し、特定バイオ燃料の効率的な製造を図るための措置の内容との関連性を示して下さい。

番号	実施者	施設等の名称	施設等の規模・能力等 (㎡、台等)	事業費 (千円)
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費が確定していない場合は、見込みの金額を記載することとしても差し支えありません。

6 生産製造連携事業の実施期間

- ・ 実施期間は5年以内とし、生産製造連携事業の開始日及び終了日を記載して下さい。

年 月 日～ 年 月 日

7 農林漁業有機物資源が廃棄物である場合にあっては、その適正な処理の確保に関する事項
(別紙2)

8 生産製造連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
(別紙3)

9 その他重要事項

(備考)

その他、生産製造連携事業を説明するに当たり、必要と思われる書類を添付すること。

- ・ 生産製造連携事業の実施に当たって、必要的記載事項ではないが、重要であると思われる取組や特記事項について記載して下さい。
- ・ 生産製造連携事業を実施するに当たって、特に留意すべき事項について記載して下さい。
- ・ その他、生産製造連携事業を説明するに当たり、必要と思われる書類を添付して下さい。

(別紙2)

7 農林漁業有機物資源が廃棄物である場合にあつては、その適正な処理の確保に関する事項

(1) 廃棄物である農林漁業有機物資源の処理の内容

ア 廃棄物である農林漁業有機物資源の保管の状況

保管者の別	保管施設の容量	保管施設の場所
	m ² t	

イ 廃棄物である農林漁業有機物資源の処理業務を行う具体的な体制

{ ・処理業務を行う時間帯、休業日、組織及び従業員数等を記載して下さい。従業員数については、うち何人が処理業務に従事しているのか明記して下さい。 }

(2) 廃棄物である農林漁業有機物資源を処理する施設の内容

ア 廃棄物である農林漁業有機物資源の処理を行う施設の概要

①施設の処理方式及び設備の概要	{ 当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図等の図面を添付すること。また付帯施設があれば適宜記載して下さい。 }
②環境保全上の措置の概要（公害防止用設備の設置等）	{ 排水処理設備、排ガス処理設備、脱臭設備等の設備の概要について記載して下さい。 }

イ 廃棄物である農林漁業有機物資源の処理を行う施設の維持管理に関する措置

①受け入れる廃棄物である農林漁業有機物資源の種類及び量が、当該施設の処理能力に適合するよう必要となる性状分析又は計量に関する措置	{ 処理対象物である農林漁業有機物資源以外のものが混入しないよう、搬入時の積荷の目視もしくは受入直後の内容物検査を行う、不適物は受け入れず持ち帰らせる、検査責任者を選任する又は当該検査結果を記録する等の措置を記載して下さい。 }
②施設からの飛散流出・悪臭発散の防止のために必要となる措置	{ 飛散流出防止のための建屋の設置や、脱臭設備等の運転条件等について記載して下さい。 }
③施設からの著しい騒音・振動の発生による周囲の生活環境を損なわないよう必要となる措置	{ 著しい騒音、振動の発生の抑制のための運転管理等について記載して下さい。 }

④施設から生じる排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	<p>{ 申請者として産業廃棄物処理施設に係る周辺的生活環境の保全のために自ら達成することとした排ガス・排出水の濃度の管理目標値を記載して下さい。また、当該目標値の設定根拠を説明する書類を添付して下さい。 }</p>		
⑤施設から排水を放流する場合の放流水に係る定期的な水質検査に関する措置	<p>{ 排水に係る水質検査項目、検査周期及び検査方法等について記載して下さい。 }</p>		
⑥施設の定期的点検及び機能検査に関する措置	<p>{ 個々の機器に関して、点検項目、点検周期及び点検方法等について記載して下さい。 }</p>		
⑦維持管理に要する資金 (総額) (千円)			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="268 801 491 1021"> 用途 (内訳) (千円) </td> <td data-bbox="491 801 1412 1021"> 飛散防止に係る経費 定期的な水質検査に係る経費 定期的な排ガス濃度検査に係る経費 定期機能検査にかかる経費 その他 </td> </tr> </table>	用途 (内訳) (千円)	飛散防止に係る経費 定期的な水質検査に係る経費 定期的な排ガス濃度検査に係る経費 定期機能検査にかかる経費 その他	
用途 (内訳) (千円)	飛散防止に係る経費 定期的な水質検査に係る経費 定期的な排ガス濃度検査に係る経費 定期機能検査にかかる経費 その他		

ウ その他廃棄物である農林漁業有機物資源の適正な処理を行うために必要な施設に関する重要事項

(備考)

- 1 (1)については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)第7条又は第14条に基づく一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可を得ている場合、当該許可を得ていることを証する書類を添付しているときは、記載することを要しないものとする。
- 2 (2)については、次の書類を添付しているときは、記載することを要しないものとする。
 - ① 廃掃法第8条又は第15条に基づく一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の許可(以下「施設許可」という。)が不要である場においては、その事実を証する書類
 - ② 施設許可が必要であって、その許可を得ている場合においては、当該許可を得ていることを証する書類

{ ・ 規則第3条第2項第5号の「(許可を得る見込みがあることを証する書類)として、廃棄物処理業の許可申請に関する講習会修了証等書面を提出して下さい。 }

(別紙3)

8 生産製造連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

- ・ 生産製造連携事業を実施するために必要な資金の額及び調達方法について年度別、実施者別に記載して下さい。
- ・ 記載欄が足りない場合には、記載欄を繰り返し設けて記載して下さい。
- ・ 「使途項目」欄には、生産製造連携事業に係る人件費、機械・設備費その他生産製造連携事業を行うために必要な経費の項目を記載した上で、5の(3)のイ又は(4)のウに記載した番号を【1】、【1-1】、【1-2】、【1-1-1】、【1-1-2】又は【2】、【2-1】、【2-2】、【2-1-1】、【2-1-2】というように各項目の末尾括弧書きで追記し、生産製造連携事業の内容との関連性を示して下さい。
- ・ 補助金・委託費等の交付が期待される場合には、具体的な制度名称、交付機関について「補助金・委託費等」欄に括弧書きで記載して下さい。なお、交付を受けることができなかった場合に備え、想定する他の調達手段の欄に括弧書きで同額の金額を記載して下さい。
- ・ 金融機関からの融資を予定している場合には、当該金融機関名をすべて「政府系金融機関」欄又は「民間金融機関」欄に括弧書きで記載して下さい。
- ・ 資金調達額については、千円単位の金額を計画実施期間の間のみ記載し、資金調達合計額と各調達先の合計が一致するように記載して下さい。
- ・ なお、資金調達に際しては、認定の申請と並行して各関係機関とも十分連絡を取って下さい。また、生産製造連携事業計画の認定を受けたとしても、補助金・委託費等の交付や金融機関からの融資等を必ず受けられるとは限らないことに留意して下さい。

年度	実施者	使途項目	調 達 先 (千円)							合 計	備 考
			補助金・委託費等	政府系金融機関	民間金融機関	株式、社債、新株予約権等	自己資金	その他			
合 計											

(注) 農林漁業者等とバイオ燃料製造業者を分けて記載すること。また、調達先については、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。

(別紙2)

7 研究開発事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

- 研究開発事業を実施するために必要な資金の額及び調達方法について、年度別、実施者別に記載して下さい。
- 記載欄が足りない場合には、記載欄を繰り返し設けて記載して下さい。
- 「使途項目」欄には、研究開発事業に係る人件費、機械・設備費その他研究開発事業を行うために必要な経費の項目を記載した上で、5の(1)のAに記載した研究項目(サブテーマ)に対応した番号を【1】、【1-1】、【1-2】、【1-1-1】、【1-1-2】というように各項目の末尾に括弧書きで追記し、研究開発事業の内容との関連性を示して下さい。
- 補助金・委託費等の交付が期待される場合には、具体的な制度名称、交付機関について「補助金・委託費等」欄に括弧書きで記載すること。なお、交付を受けることができなかった場合に備え、想定する他の調達手段の欄に括弧書きで同額の金額を記載して下さい。
- 金融機関からの融資を予定している場合には、当該金融機関名をすべて「政府系金融機関」欄又は「民間金融機関」欄に括弧書きで記載して下さい。
- 資金調達額については、千円単位の金額を計画実施期間の間のみ記載し、資金調達合計額と各調達先の合計が一致するように記載して下さい。
- なお、資金調達に際しては、認定の申請と並行して各関係機関とも十分連絡を取ること。また、研究開発事業計画の認定を受けたとしても、補助金・委託費等の交付や金融機関からの融資等を必ず受けられるとは限らないことに留意して下さい。

年度	実施者	使途項目	調 達 先 (千円)							合 計	備 考
			補助金・委託費等	政府系金融機関	民間金融機関	株式、社債、新株予約権等	自己資金	その他			
合 計											

(注) 調達先については、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。

農林漁業バイオ燃料法
研究開発事業計画申請書
別紙様式記入要領

(別紙1)

1 事業名

認定を受けようとする研究開発事業計画の事業内容を端的に表した分かりやすい名称(事業名)を記載して下さい

2 研究開発事業に参加する者の概要

(1) 研究開発事業を行う者の概要

- 2つ以上の研究開発事業を行う者がある場合には、記載欄を繰り返し設けて記載して下さい。
- ①から⑧までの項目について、研究開発事業を行う者によっては該当する項目がない場合においては、記載の必要はありません。
- ⑧の業種については、営んでいる事業の種類に応じて日本標準産業分類に掲げる細分類項目と番号(四桁)を記載して下さい。

①名称、②住所、③代表者名、④連絡先(電話番号、FAX番号、担当者名)、⑤法人にあつては資本の額又は出資の総額、⑥従業員数又は組合員数、⑦年間売上高、⑧業種

(2) 研究開発事業に協力する大学、研究機関等がある場合は、その概要

- 研究開発事業の実施に協力する大学、研究機関等(以下「協力者」という。)とは、研究開発事業を実施するに当たって、不可欠な役割を担う地方公共団体、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特例非営利活動法人(NPO)、大学、研究機関等をいいます。
- ①から⑧までの項目について、協力者によっては該当する項目がない場合においては、記載の必要はありません。
- ⑧の業種については、営んでいる事業の種類に応じて日本標準産業分類に掲げる細分類項目と番号(四桁)を記載して下さい

①名称、②住所、③代表者名、④連絡先(電話番号、FAX番号、担当者名)、⑤法人にあつては資本の額又は出資の総額、⑥従業員数又は組合員数、⑦年間売上高、⑧業種

3 農林漁業者等又はバイオ燃料製造業者の抱える課題及び要請

- ・ 農林漁業者等における農林漁業有機物資源の生産又はバイオ燃料製造業者におけるバイオ燃料の製造に関する現状と課題について記載して下さい。さらに、課題の解決を図るために研究開発事業を行う者に求められる研究開発について、課題の解決との関連が具体的に明らかとなるように記載して下さい。

4 研究開発事業の目標

- ・ 研究開発事業を行う者が、研究開発事業において達成を目指す具体的な目標を記載して下さい。なお、目標については客観的な指標を設定し、可能な限り定量化した指標を設定することが望ましいですが、定性的な指標でも差し支えありません。
- ・ 目標の達成によって、3に記載した課題がどのように解決されるのかを具体的に示す等、研究開発事業の成果が農林漁業有機物資源の生産又はバイオ燃料の製造の高度化にどのように直接的に資するものであるのかを具体的に記載して下さい(実施する研究開発が廃棄物の処理に関するものである場合は、研究開発の成果が廃棄物の処理の高度化にどのように資するものであるかを具体的に記載して下さい)。

5 研究開発事業の内容

(1) 研究開発事業の概要及び実施体制

<p>①研究開発事業の概要（及び廃棄物の処理に関する研究開発を含む場合は、その旨）</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 廃棄物の処理に関する研究開発を含む場合は、その旨を記載してください。・ 「4 研究開発事業の目標」欄に記載した内容を達成するために、研究開発をどのような方法で実施するのかについて、目標を達成するための研究開発手段、手法を具体的に記載して下さい。・ 研究開発の実施段階、個別研究開発の性質等に応じた研究開発に関する研究項目（サブテーマ）を設定し、当該研究項目ごとに【1】、【1-1】、【1-2】、【1-1-1】、【1-1-2】というように番号を付して記載して下さい。また、廃棄物の処理に関する研究開発を含む場合は、その旨を明記して下さい。あるのかを具体的に記載して下さい（実施する研究開発が廃棄物の処理に関するものである場合は、研究開発の成果が廃棄物の処理の高度化にどのように資するものであるかを具体的に記載して下さい）。
---	--

②研究開発事業の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発事業を行う者における研究開発事業の実施体制を記載する。また、協力者がある場合にあっては研究開発事業において果たす役割と協力の方法について記載して下さい。
--------------	--

(2) 研究開発の年次計画

ア 農林漁業有機物資源の生産の高度化に資する研究開発（研究項目（サブテーマ）ごとに具体的に記載すること。）

- 「番号」欄には、(1)のアに記載した研究項目（サブテーマ）に対応した番号を1、1-1、1-2、1-1-1、1-1-2というように記載し、研究開発事業の内容との関連性を示して下さい。

番号	実施者	研究開発の具体的な内容	実施期間
	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発事業を行う者又は協力者の名称を記載して下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> (1)のアに記載した研究項目（サブテーマ）ごとの具体的な内容及び達成しようとする目標について記載して下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 「研究開発の具体的な内容」欄に記載した研究項目（サブテーマ）の具体的な内容の実施期間について始期と終期を記載して下さい。

イ バイオ燃料の製造の高度化に資する研究開発（研究項目（サブテーマ）ごとに具体的に記載すること。）

番号	実施者	研究開発の具体的な内容	実施期間

(3) 研究開発事業の拠点となる施設（主たる研究開発事業の実施場所）の概要

- 主たる研究開発を行う場所となる施設等の所有者、名称及び所在地を記載して下さい。所在地は、番地、号等まで可能な限り詳細に記載して下さい。なお、当該施設等の所在地が申請者の住所と異なる場合には、その理由を簡潔に記載して下さい。

所有者	施設等の名称	施設等の所在地	申請者の住所と異なる理由

(4) 研究開発を行う研究員等一覧

- 2以上の研究開発事業を行う者又は協力者がある場合には、研究開発事業を行う者又は協力者ごとに記載欄を繰り返し設けて、申請者又は協力者の名称、所属する主任研究員、副主任研究員、研究員等の氏名、役職、研究開発の分担、研究開発に関する経歴をそれぞれ記載して下さい。

申請者の氏名又は名称			
研究員等氏名	役職	分担 ((2) のア又はイの番号)	研究に関する経歴
		<p>(1) のアに記載した研究項目(サブテーマ)に対応した番号を【1】、【1-1】、【1-2】、【1-1-1】、【1-1-2】というように各項目の末尾に括弧書きで追記し、研究開発事業の内容との関連性を示して下さい。</p>	<p>これまで所属していた大学等研究機関や民間事業者の名称や所属時期を記載すること。なお、研究員等が多数に及ぶ場合、主要な研究員につき、概ね10名程度まで記載して下さい。</p>
協力者の氏名又は名称			
研究員等氏名	役職	分担 ((2) のア又はイの番号)	研究に関する経歴
		{ 同上 }	{ 同上 }

(5) 専門用語等の解説

- 5の(1)及び(2)で使用した専門用語、略語等難解な用語について、個々に簡潔に解説して下さい。

6 研究開発事業の実施期間

- 実施期間は5年以内(品種の開発にあつては10年以内)とし、研究開発事業の開始日及び終了日を記載して下さい。

年 月 日～ 年 月 日

7 研究開発事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(別紙2)

8 その他重要事項

(備考)

- 研究開発事業の実施に当たって、必要的記載事項ではないが、重要であると思われる取組や特記事項について記載して下さい。
- 研究開発事業を実施するに当たって、特に留意すべき事項について記載して下さい。
- その他、研究開発事業を説明するに当たり、必要と思われる書類を添付して下さい。

その他、研究開発事業を説明するに当たり、必要と思われる書類を添付すること。

【お問い合わせ先】

〈 農林水産省 〉

- 大臣官房環境バイオマス政策課
〒100-8950 千代田区霞ヶ関1-2-1
TEL: 03-6738-6478
- 北海道農政事務所
生産経営産業部 生産支援課
〒060-8646 北海道札幌市中央区北2条西19-8
札幌第4合同庁舎
TEL: 011-330-8822
- 東北農政局 生産部 環境・技術課
〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1
TEL: 022-221-6193
- 関東農政局 生産部 環境・技術課
〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館
TEL: 048-740-5324
- 北陸農政局 生産部 環境・技術課
〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60
TEL: 076-232-4131
- 東海農政局 生産部 環境・技術課
〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸2-6-2
名古屋第4地方合同庁舎
TEL: 052-746-1313
- 近畿農政局 生産部 環境・技術課
〒602-8054 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町
TEL: 075-414-9722
- 中国四国農政局 生産部 環境・技術課
〒700-8532 岡山県岡山市下石井1-4-1
岡山第2合同庁舎
TEL: 086-230-4249
- 九州農政局 生産部 環境・技術課
〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1
TEL: 096-300-6022

〈 経済産業省 〉

- 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課
〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1
TEL: 03-3501-4031

〈 環境省 〉

- 環境再生・資源循環局
資源循環課
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL: 03-3581-3351

〈 沖縄総合事務局 〉

- 農林水産部 食料産業課
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
那覇第2地方合同庁舎
TEL: 098-866-1673